



2021年12月16日

「LT会」会報第21-15号（総225号）

LTグループ

外国籍個人所得税免税措置に関する2022年以降の政策について

中国の個人所得税制度においては2018年年末から大きな税制改革が行われ、2019年1月1日の新『個人所得税法』施行に伴い、基礎控除額以外に6つの**特別付加控除項目**（中国語：专项附加扣除）が設けられました。税制改革から2年を経た現在、これらは徐々に納税者に浸透してきています。

さらに、外国籍個人に対しては、2021年末まで免税措置の過渡期が設けられてきましたが、残り僅かとなっています。最近では、2022年からどうなるかについて、お客様からのお問い合わせも徐々に増えています。こうした中、本日は免税措置の振り返りと2022年1月1日以降の新政策の動向をまとめて解説致します。

一、外国籍個人が享受できる個人所得税免税措置の変遷

- 財税字[1994]20号『財政部、国家税務総局が個人所得税若干政策問題に関する通知』によれば、下記の所得について、外国籍個人所得税の課税を一時的免除する（即ち「8項目補助・手当免税」）と定められた。
 - 外国籍個人が非現金又は実費精算により取得した**住宅補助、飲食手当、引越費用、クリーニング代**。
 - 外国籍個人が合理的な基準に基づいて取得した国内外の**出張手当**。
 - 外国籍個人が取得した**親族訪問費、語学研修費、子女教育費**等について、現地税務機関の審査を経て合理的と承認された部分。
- 財税[2018]164号『個人所得税法改正後の関連優遇政策の繋がりに関する通知』第7条によれば、2019年から2021年までの過渡期を経過した後、2022年1月1日より、外国籍個人は**住宅補助、語学研修費、子女教育費補助**の3項目の免税優遇措置を受けられなくなり、新「個人所得税法」で定める特別付加控除項目として受けるようになる。
- その他の5項目について、2022年1月1日から引き続き享受できるとの見方が主流である。

二、外国籍居住者個人及び外国籍非居住者個人の個人所得税への影響

期間	個人所得税への影響	
	外国籍居住者個人	外国籍非居住者個人
2019年1月1日以前	「8項目補助手当免税」	「8項目補助手当免税」
2019年1月1日-2021年12月31日	「8項目補助手当免税」と「特別付加控除」の二者択一	「8項目補助手当免税」
2022年1月1日以降	① 住宅補助、語学研修費、子女教育費： <u>規定条件を満たせば特別付加控除可能</u> ② 「5項目補助手当免税」継続適用	① 住宅補助、語学研修費、子女教育費： <u>免税優遇措置なし</u> ② 「5項目補助手当免税」継続適用

備考：

- 外国籍居住者個人とは、中国国内に住所を有する外国籍個人、又は住所を有しないが一納税年度内の中国国内居住期間が累計で満183日に達した外国籍個人である。
- 外国籍非居住者個人とは、中国国内に住所を有せず居住しない個人、又は住所を有せず一納税年度内の中国国内居住期間が累計で183日未満の外国籍個人である。



三. 「3項目補助手当」免税(住宅補助、語学研修費、子女教育費補助)と特別附加控除との比較

項目種類	従来の補助・手当免税 控除基準	特別附加項目 控除基準
1. 住宅補助・ 家賃	規定に該当すれば実際金額を控除できる。 例えば、上海では15,000元の住宅補助が控除できる。	A. 直轄市、省都、計画単列市等は1,500元/月で控除； B. その他の都市（市管轄区の人口100万人を超える）は1,100元/月で控除； C. その他の都市（市轄区の人口は100万人を超えない）800元/月で控除。
2. 子女教育費	規定条件を満たせば実際金額を控除できる。 例えば、上海の一般的な国際学校の学費は2,000元/月。	1,000元/子(女)/月の定額。
3. 老人の扶養	—	A. 一人っ子的場合2,000元/月； B. 一人っ子以外の場合は、兄弟姉妹と分担し、一人毎月1,000元以下。
4. 継続教育	—	A. 学歴（学位）継続教育：400元/月（控除期間は最長48ヶ月）； B. 職業資格継続教育：3,600元/年。
5. 住宅ローン 利息	—	1,000元/月（控除期間は最長240ヶ月）。
6. 重病医療費	—	80,000元/年。
語学研修費	規定に該当すれば実際金額を控除できる。	特別附加控除項目として認められるかを各地方税務署に確認必要。

*上記「項目種類」の赤字の3項目は本会報一の2. に言及した3項目を指す。

四. おわりに

新「個人所得税法」で定める特別附加項目は定額控除又は控除金額の上限を設けており、8項目補助・手当免税に比べれば控除項目も少なくなります。中国で勤務している外国籍社員は中高級管理職や専門技術を有する専門家が多く、収入水準が高いため、個人所得税の控除項目変化の影響を受けやすいと考えられます。

上海では数ヶ月前から、各外資企業団体・商会組織が地方政府を通じて、免税措置の延長を呼び掛けているものの、地方政府では判断できないため、現在は国家税務総局や財政局で検討されているとの情報が伝わってきています。2022年から外国籍個人の免税項目、併せて全従業員に影響するボーナスの12ヶ月割優遇税制措置が打ち止めになるかが大きく注目されています。弊社におきましては引き続き最新の個人所得税政策動向をフォローし、情報提供を行って参ります。

以上